

役場や出先機関で非常勤の職員として働いてみませんか？

## 会計年度任用職員登録制度に登録しませんか

町では、会計年度任用職員の希望者を職種別で登録し、必要に応じて登録者の中から選考を行い、任用する「紀宝町会計年度任用職員登録制度」を実施しています。

会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2に基づき、任期を1会計年度内として任用される一般職非常勤職員です。

登録職種や手続きなどは、以下のとおりですので、登録を希望される方は、役場総務課に必要書類を提出し、登録手続きを行ってください。

登録職種	必要な要件
①一般事務職	パソコンの操作ができる方
②保育士・保育補助員 ③幼稚園講師	資格を有する方、または任用までに取得見込みの方 *②の保育補助員は、必要な資格はありません
④教育支援要員	*必要な資格はありません
⑤介護支援専門員 ⑥社会福祉士	資格と自動車運転免許（普通）を有し、パソコンの操作ができる方
⑦保健師 ⑧看護師・准看護師 ⑨管理栄養士・栄養士 ⑩歯科衛生士	資格を有する方、または任用までに取得見込みの方
⑪用務員（校務員）⑫管理人	*必要な資格はありません
⑬調理師	資格を有する方、または任用までに取得見込みの方
⑭調理補助員	*必要な資格はありません
⑮給食センター運転手兼調理補助員	自動車運転免許（準中型）を有する方 *調理師資格は不要です
⑯清掃作業員	自動車運転免許（準中型）を有する方、2トン車の運転ができる方
⑰運転手	自動車運転免許（中型1種）を有する方
⑱施設管理士	*必要な資格はありません

### ◆登録手続き

次の書類に必要事項を記入のうえ、役場総務課まで提出してください。

- 登録申込書（役場所定の様式。役場総務課窓口または町ホームページにて入手可能）
- 資格（免許）証の写し（②・③・⑤～⑩・⑬・⑮～⑰の職種）

### ◆登録受付期間

随時、受け付けています。  
※令和6年4月1日からの任用への選考を希望される方は、1月31日（水）までに登録手続きを済ませてください。

### ◆登録期間

登録の日から2年間

### ◆任用条件

- 勤務時間…正規職員の1週間あたりの勤務時間（38時間45分）より短い時間で、任命権者が定める勤務時間
- 任用期間…1年以内
- その他…町会計年度任用職員の任用、勤務条件および身分取扱いに関する規程による

▶詳しくは、町ホームページ（<https://www.town.kiho.lg.jp/government/personnel/temporary/>）をご確認いただくか、役場総務課（☎33-0333）までお問い合わせください。



町HP

まちのために、一緒に働きませんか？

## 紀宝町フルタイム会計年度任用職員（調理師）を募集

### ◆職種

調理師（保育所、幼稚園、給食センター勤務）

### ◆採用人員

1名

### ◆採用予定日

令和6年4月1日

### ◆受験資格

- 昭和49年4月2日以降に生まれた方
- 令和5年12月1日現在において、受験者本人が紀宝町に住所（住民登録）を有する方
- 調理師の資格を有する方、または令和6年3月31日までに資格取得見込みの方
- 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方

### ◆受付場所

紀宝町役場総務課 紀宝町鶴殿324番地

### ◆申込方法

役場総務課窓口、または町ホームページにて募集要項および申込書兼履歴書を手し、必要書類を持参または郵送にて提出してください。

### ◆受付期限

1月26日（金）まで  
※窓口での提出は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで（年末年始を除く）。  
※郵送の場合は書留とし、1月26日（金）午後5時15分必着。

### ◆試験の日時、会場

【日時】2月4日（日）午前9時開始

【会場】紀宝町役場

【内容】作文試験、面接試験

▶受験の提出書類や給与、服務など、詳しくは役場総務課（☎33-0333）までお問い合わせください。

住民税均等割非課税等の世帯を対象に

## 価格高騰対策特別給付金7万円を給付します

町では、令和5年12月1日現在、町の住民基本台帳に登録されている方で、令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯や、予期せず令和5年1月から12月までの家計が急変し世帯全員が住民税均等割非課税相当となった世帯を支援するため、国の給付金である価格高騰対策特別給付金を給付します。

### ◆確認書の提出が必要です

令和5年度住民税均等割が非課税の世帯で対象となりうる世帯には、世帯主宛に1月上旬以降、「確認書」を送付します。下記の事項を確認し必要事項を記入のうえ、役場福祉課に返送してください。

### 【確認事項】

- 世帯全員が、住民税が課されているほかの親族などの扶養を受けていないこと。
- 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに、未申告である方がいないこと。

### ◆家計が急変した世帯の方へ

令和5年度住民税均等割は課税されており、予期せず令和5年1月から12月までの家計が急変し世帯全員が住民税均等割非課税相当となった世帯（家計急変世帯）の方は、収入が減少したことを役場福祉課まで申請することで、給付金を受け取ることができます。

家計急変世帯での給付対象になるかどうか分からない場合は、一度、役場福祉課までご相談ください。

### ◆提出期限

申請書等の提出期限は、令和6年2月29日（木）です。給付の対象となる方は、期限までに役場福祉課までご提出ください。

▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。